

生徒心得

この心得は枚方高等学校生として当然守らなければならないことである。常に本校の生徒であることを自覚し責任をもって守るよう、心に銘記しておかなければならない。

1 学習

学習は学校生活の基本である。常に怠ることなく勉めなければならない。

(イ) 午前 8 時 30 分までに登校し、午前 8 時 35 分には教室で待機していること。

(ロ) 止むを得ない事情のない限り、欠席、欠課、遅刻、早退をしないこと。

(ハ) 自習の際は、その教室または指示された場所で静かに学習すること。

2 服装

服装はその人の風格を表すものであるから、TPO に応じた清潔端正を第一とし、制服を着用すること。

(イ) 冬服

ブレザー・スラックス、スカート、本校所定の Cutterシャツ・ネクタイ、リボン

※冬服(ブレザー)着用時はネクタイをすること。ブレザーを着用するときはネクタイ、リボンをすること。

※左襟または左胸に校章をつけること。

(ロ) 夏服

スラックス、スカート、本校所定の Cutterシャツ

(ハ) 入学式、卒業式、始業式、終業式等の式時はブレザーを着用すること。

(ニ) 学校指定のベスト、カーディガン、セーターを Cutterシャツの上に着用して登下校することを認める。また校内においてこれら指定のベスト、カーディガン、セーターを着用してもよい。それ以外のものは着用を認めない。

(ホ) 防寒着は華美でないものを登下校時にかぎり、ブレザーの上に着用してもよい。

(ヘ) やむを得ず規定の服装のできないときは届け出て、許可を得ること。

(ト) 次のものはつつしむこと。

- ・ パーマ、染色、脱色等頭髪の変形
- ・ 装飾品(ピアス等)
- ・ 化粧
- ・ 制服の細工・変形

3 キャンパスライフ

(イ) 登下校について

登校の時間は7時30分以降、17時に完全下校です。

顧問の付き添いのある部活動については、この限りではありません。

- (ロ) 始業時より放課後までは無断で校外に出てはならない。
- (ハ) 校舎や校具は公共物であるから特に大切に扱うこと。
- (ニ) 校舎内においては必ず本校規定の上履きを用いること。
- (ホ) 校舎内、外を問わず、来客、先生には「あいさつ」すること。
- (ヘ) 所持品には氏名を記入し、貴重品の保管には特に留意すること。
- (ト) 学校に不必要な贅沢品及び必要以上の金銭は持ってこないこと。
- (チ) 清掃は各自が責任をはたすとともに、常に美化に心がけること。

4 キャンパス外での生活

校外においても常に枚方高等学校の生徒であるという誇りと自覚を持って行動すること。

- (イ) 安全に心がけ、危険を招くような行為は慎む。
- (ロ) 休暇中の旅行、登山、キャンプなどは保護者の承認を得て、学校に届け出ること。
- (ハ) アルバイトについては原則的には禁止であるが、どうしても必要なときは保護者の承諾を得て「アルバイト特別許可願」を学校に届け出ること。
- (ニ) 飲酒、喫煙その他未成年者に禁じられていることはしてはならない。

5 願・届・許可を要する事柄

- (イ) 欠席・遅刻の時は電話連絡等で担任に届けること。
- (ロ) 病気欠席、見学が連続一週間以上に及ぶ時は医師の診断書を添えて届けること。
- (ハ) 早退の時は理由を担任に届け出、その後生徒部に許可をもらうこと。
- (ニ) 遅刻の時は生徒部に入室許可証をもらい教室に入室すること。
- (ホ) 公用・その他やむをえず欠席するときは、各教科担任に届け出て承認を得ること。
- (ヘ) 公用外出の際は生徒部に届け出て、承認を得ること。
- (ト) 親族の死亡の際は、忌引届を担任に提出すること。

日数 両親……………7日

祖父母・兄弟姉妹…3日

伯叔父母……………1日

その他の親族……………1日

遠方の場合は旅行日をつけ加える

- (チ) 感染症が生じた時は、登校をやめ、直ちに担任に届け出るとともに、後日登校許可書を提出すること。
- (リ) 住所・戸籍記載面に変更のあったときは担任及び事務室に届け出ること。

(ヌ)校外・時間外・休日等の特別教育活動や外部の者を交えた特別教育活動は顧問または担任を経て、承認を得ること。

(ル)校舎・校具を破損したときは、担任に届け出て承認を受けること。

(ロ)自転車通学を希望する者は、自転車通学規則に合わせて、生徒部に届け出て承認を受けること。

(ワ)校内で募金・物品の販売等の行為は生徒部に届け出て、承認を受けること。

(カ)校内で掲示やビラの配布を希望する者は生徒会執行部に届け出て、その指示に従うこと。

6 自転車通学について

自転車通学は届出制になっています。自転車通学を希望する生徒は、生徒部で用紙をもらい、必要事項を記入し届け出なさい。届け出れば許可されます。

許可された生徒は、所定の登録ステッカーを通学自転車(後部車輪泥除け)に張り付けること。ステッカーのない自転車は放置自転車として処分します。自転車には必ず住所・名前を記入しなさい。

自転車置き場は体育館裏・2号館裏の学年指定場所に施錠のうえ、駐輪しなさい。通学には自転車・電動アシスト自転車以外のものは認めません。

7 単車・原付バイク・自動車・電動キックボード・フル電動自転車及びペダル付原動機付自転車について

本校では、学校生活に関わる場面での単車、自動車を運転すること(制服、部活動のジャージ等での運転も含む)や、重大な交通違反、暴走行為を禁止しています。また、電動キックボード、フル電動自転車、ペダル付原動機付自転車(電動アシスト自転車とは異なるもの)は原付バイクと同様、特別指導の対象となります。

大阪府内の高校生が毎年死亡事故や重大事故を起こしています。本校でも過去に何度か悲しい経験をしています。本校生は理解の上、厳守してください。

生徒相談室

スクールカウンセラーの来校時、カウンセリングルームとして使用しています。心のもやもや、イライラなど、気軽に相談できます。秘密は厳守されます。相談の申し込みは保健部の担当者か担任にしてください。

その他、相談したい先生に申し出て、落ち着いた環境で話すことができます。

生徒相談室は、本館2階進路指導室の隣にあります。

(最終改定 令和8年7月)